

指定種苗制度をご存知ですか？

□ 種子、苗を販売する場合は種苗法に基づく表示が必要です

✓なぜ、表示を行わなければならないのですか？

種苗(種子、苗)は、外観によって品種、発芽率などの品質や生産地の識別が困難なため、販売する場合は一定の事項の表示が義務付けられています。

✓販売する種苗は全て表示しなければならないのですか？

表示義務は、指定種苗として定められた植物の種苗が対象です。

※指定種苗とは

穀類、豆類、いも類、野菜などの**食用となる作物及び飼料作物の全て、花き、果樹、芝草などの一部の植物の種苗**は、「指定種苗」として農林水産大臣が定めています。

(参考)種苗法の規定に基づく指定種苗

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-4.pdf>

✓どのような事項を表示するのですか？

以下の1から6の事項について表示して下さい。

表示例(種子)

1. 表示をした種苗業者の氏名(法人は名称)及び住所
2. 種類及び品種(接木した苗木(果樹)は、穂木及び台木の種類と品種)
3. 生産地(国内産は都道府県名、外国産は国名)
4. 種子については、採種の年月(又は有効期限)及び発芽率
5. 数量(重量、体積、本数、個数等)
6. 農薬の使用履歴(使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数)

(種類) トマト (品種名) ○○号		
生産地	○○県	数量 ○○ml
採種年月	2000年○月	
発芽率	○年○月現在 %	
○○種苗株式会社		
○○県○○市○○町○丁目○○		

(農薬使用に関する表示例)

- 例① ○○処理済 収支粉衣 ●回
 例② ○○○○ ●回使用
 例③ 使用した農薬
 ○○○・△△ 各●回
 (農薬名□□)



このほか、稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆には、上記に加えて栽培適地や用途、早晩性、耐寒性などの形質を表示する必要があり、**稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆と35種類の野菜**には、生産や調整時に遵守すべき純度、発芽率などの品質基準があります。

指定種苗品種特徴表示基準(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-5.pdf>

指定種苗の生産等に関する基準

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-6.pdf>

✓表示方法を教えてください。

原則として、必要な表示事項を指定種苗の紙袋、ビニール袋、缶などに直接表示するか、又は表示事項を記載した証票を指定種苗に添付して下さい。

なお、指定種苗をばら売りするなど個別に表示することが困難な場合は、店頭の見やすい場所に表示事項を掲示して下さい。

□種苗業者は届出が必要です

✓種苗業者とは何ですか？

種苗会社(個人事業者を含む)、販売を目的として指定種苗を生産する農家又は農業生産法人、農業協同組合(JA)、ホームセンターなどは種苗業者です。ただし、指定種苗を農家、一般家庭など種苗業者以外の者だけに直接販売する者(小売業者)は、届出の義務はありません。

✓どのような内容を届出するのですか？

①住所、②氏名、③取り扱う指定種苗の種類、④営業所の所在地住所を記載して、農林水産省に提出して下さい。

届出の様式や提出先、記載例は、農林水産省のホームページから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/index.html>

表示義務や種苗業者届出義務の違反には罰則があります！
ご注意ください！

〔問い合わせ先〕

◎農林水産省食料産業局知的財産課 種苗企画班

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-3502-8111(代表) 内線4288
ホームページ<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/>

◆北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課

〒064-8518
札幌市中央区南22条西6丁目2-22
TEL:011-330-8800(代表)

◆東北農政局経営・事業支援部地域食品課

〒980-0014
仙台市青葉区本町三丁目3番1号
TEL:022-263-1111(代表)

◆関東農政局経営・事業支援部地域食品課

〒330-9722
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL:048-600-0600(代表)

◆北陸農政局経営・事業支援部地域食品課

〒920-8566
金沢市広坂2丁目2番60号
TEL:076-263-2161(代表)

◆東海農政局経営・事業支援部地域食品課

〒460-8516
名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL:052-201-7271(代表)

◆近畿農政局経営・事業支援部地域食品課

〒602-8054
京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL:075-451-9161(代表)

◆中国四国農政局経営・事業支援部地域食品課

〒700-8532
岡山市北区下石井1丁目4番1号
TEL:086-224-4511(代表)

◆九州農政局経営・事業支援部地域食品課

〒860-8527
熊本市西区春日2丁目10番1号
TEL:096-211-9111(代表)

◆内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

〒900-0006
那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL:098-866-1673(直通)

★農林水産本省もしくは最寄りの農政局に気軽にお問い合わせ下さい